

兵庫県公報

平成30年9月1日 土曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 平成30年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（豊かな森づくり課）	1

告 示

兵庫県告示第786号

平成30年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成30年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

森 林 計 画 区	単 位 区 域 名	範 圍 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備 考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神 崎 川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武 庫 川	三田市	217.56	1.06	—	—	218.62	
	神戸地区	神戸市	8.35	48.57	—	38.13	95.05	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	517.03	115.01	—	11.16	643.20	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	729.54	123.11	—	59.96	912.61	姫路市(旧姫路市、旧 飾磨郡家島町、同郡 夢前町及び旧神崎郡 香寺町の区域をいう。)
	揖 保 川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	1,999.36	185.72	3.28	30.30	2,218.66	姫路市(旧宍粟郡安 富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山 崎町、同郡一宮町及 び同郡波賀町の区域 をいう。) 干害防備保安林は宍 粟市(旧宍粟郡一宮 町に係る区域)に限 る。
	千 種 川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	932.83	202.31	—	16.48	1,151.62	宍粟市(旧宍粟郡千 種町の区域をいう。)
円山川	円 山 川 下 流	豊岡市	1,209.69	102.14	0.72	2.92	1,315.47	豊岡市(旧豊岡市、旧 城崎郡城崎町、同郡 日高町、旧出石郡出 石町及び同郡但東町 の区域をいう。) 干害防備保安林は旧 城崎郡城崎町に係る 区域に限る。
	矢 田 川	豊岡市 美方郡香美町	1,116.86	44.51	4.74	24.86	1,190.97	豊岡市(旧城崎郡竹 野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美 方郡香美町(旧城崎郡 香住町に係る区域)に 限る。
	岸 田 川	美方郡新温泉町	568.88	32.02	—	1.42	602.32	
	南但地区	養父市 朝来市	1,588.24	216.36	—	47.04	1,851.64	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	826.82	125.67	—	23.38	975.87	丹波市(旧水上郡柏 原町、同郡水上町、同 郡青垣町及び同郡山 南町の区域をいう。)
	竹 田 川	丹波市	104.98	24.05	—	8.66	137.69	丹波市(旧水上郡春 日町及び同郡市島町 の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	435.00	2.02	—	78.24	515.26	
合 計			10,255.14	1,224.95	8.74	342.55	11,831.38	